

奥出雲町空き家バンクに登録しませんか？

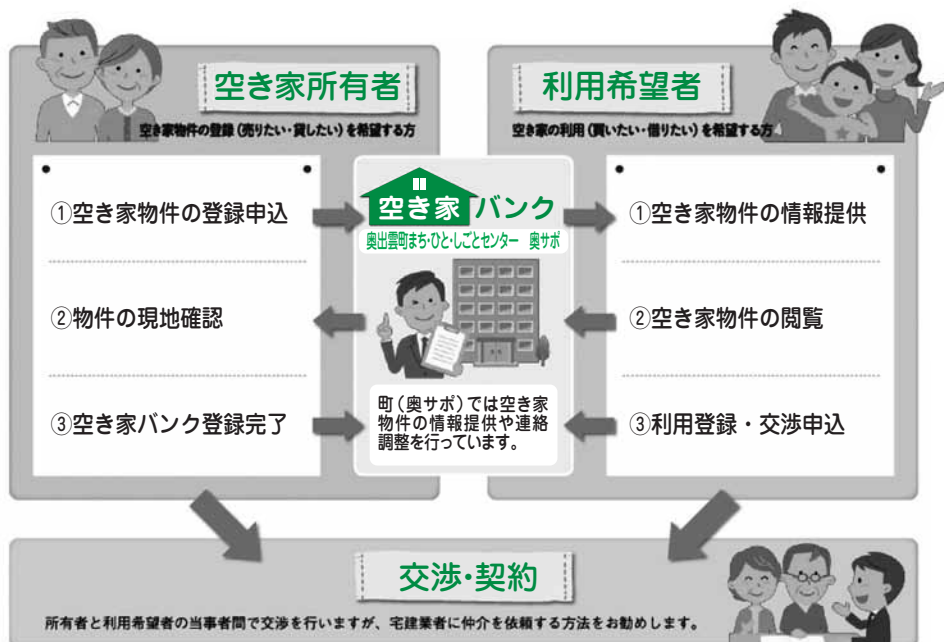
町では、空き家の有効活用を通じて、移住及び定住の促進による地域の活性化を図る「奥出雲町空き家バンク制度」を行っています。「空き家を誰かに売りたい、貸したい」と考えている空き家所有者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。

空き家バンクとは？

空き家の売却または賃貸を希望する所有者などからの申し込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して、町が情報提供する制度のことです。空き家バンク制度の空き家とは、奥出雲町内に存在し、かつ、現に居住していない、または近く居住しなくなる建物およびその敷地のことをいいます。

空き家バンクに登録できる人は？

物件の登録・・・空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却または賃貸を行うことができる人。
利用の登録・・・空き家に定住し、奥出雲町の自然環境、生活文化などに対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる人。



※町は、空き家に関する情報提供や連絡調整を行います。空き家の売買または賃貸借の交渉・契約などについては、当事者間もしくは、町と協定を締結する島根県宅地建物取引協会に仲介を依頼します。

空き家等に関する支援制度

◆空き家改修補助金

空き家バンクを利用して交渉が成立した物件について、修繕に必要な費用の一部を助成します。

対象者

空き家バンク制度で交渉が成立した空き家の所有者または利用登録者

補助金

修繕に要する費用の1/2以下。上限100万円

◆空き家片づけ支援補助金

空き家バンクに登録した物件について、残存する家財道具の処分や清掃等を行う場合、経費の一部を助成します。

対象者

空き家の所有者または利用登録者

補助金

上限10万円

※補助要件の確認及び申請書類のご案内のため、事前の問い合わせをお願いいたします。
※予算がなくなり次第、終了となります。

（自治会の皆様へ）

自治会内において把握している空き家について、自治会から空き家所有者に空き家バンク制度を紹介して頂き、その物件が空き家バンクに登録完了された場合、報奨金を交付します。

奨励金交付額

空き家バンク登録

1件につき、1万円

これまで、空き家バンクに約100件の物件登録があり、その内の半数にあたる54件が活用されています。今後も空き家バンク制度を活用した取り組みを進めていくため、空き家バンクへの登録と利用をよりしく願います。

空き家・移住・定住の相談窓口はこちら

まち・ひと・しごとセンター奥サポ（奥出雲町役場地域づくり推進課）
（有線）31-0022 （電話）54-0022
（メール）chiikidukuri@town.okuizumo.shimane.jp

奥出雲町移住定住ホームページ
「DEEP TOWN OKUIZUMO」で
空き家情報を掲載しています。

物件見学を希望される場合には、事前に利用登録が必要です。
<https://deep-town-okuiizumo.jp/>

人権擁護委員をご存知ですか？

6月1日は人権擁護委員の日です。



人権擁護委員は、住民の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持っていただけるような啓発活動を行っています。

この人権擁護委員の制度は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことにより誕生しました。

そこで全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重の大切さを呼びかける日として特設人権相談所の開設や啓発活動に取り組んでいます。

《特設人権相談所を開設します》

相談は無料で、秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

日時：6月1日（金）午前11時～午後1時

会場：カルチャープラザ仁多

横田コミュニティセンター

法務局での面接・電話等による相談を希望される方

受付時間：平日8:30～17:15（面接・電話相談）

面接相談：松江地方法務局出雲支局

出雲市塩冶善行町13番地3 Tel 0853-20-7732

電話相談：女性の人権ホットライン Tel 0570-070-810

子どもの人権110番 Tel 0120-007-110

みんなの人権110番 Tel 0570-003-110

インターネット相談：法務省HP <http://www.jinken.go.jp/>

お問い合わせ先 町民課戸籍グループ 有線31-5106 電話54-2510

奥出雲町の教育魅力化を推進します

奥出雲町では、平成30年度、教育の魅力化を推進します。未来を切り拓く力を持った奥出雲町の将来を担う子ども像を、幼児園、小・中学校、高校、家庭、地域と共有し、学力の向上はもとより、ふるさと教育、キャリア教育を通じ、奥出雲町らしい教育により取り組んでいきます。

また、「奥出雲町教育魅力化協議会」を設置し、担当職員を配置し、幼・小・中・高の連携や学校・保護者・地域との連携、町内外への子育て、教育についての情報発信を行います。

奥出雲町教育魅力化協議会事務局
（教育委員会教育魅力課内）

有線20-4264
電話52-2672



事務局員

松田 武彦
山本 誠子
桑谷 猛
本宮 理恵